

錯誤捕獲の防止、獵法・獵具の基準等の適性化（案）

1. 目的

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲の防止、実態の報告・情報収集、わなの形状の改良等について記載。

2. 制度

- 狩猟及び許可捕獲での使用可能なわな（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）の基準等は以下のとおり

	シカ、イノシシ	クマ類	左記以外の鳥獣
狩猟	くくりわなは、輪の直径が12 cm以内、締め付け防止金具及びよりもどしが装着されているもの、ワイヤーの直径が4 mm以上に限り可	わな使用は禁止	くくりわなは輪の直径が12 cm以内、締め付け防止金具が装着されているものに限り可
許可捕獲	同上	はこわなのみ可	同上

- とらばさみは、以前法定獵法として使用されていたが、錯誤捕獲のおそれがあり、また、錯誤捕獲における対象個体の損傷の程度が大きいこと、改良によってこれらの課題を克服することが困難であること等のため、平成19年の施行規則改正により法定獵法から除外されている。

*関係法令、基本指針、通知は以下（参考）を参照

3. 現状

- R4,R5年度に錯誤捕獲に関する市町村、都道府県アンケート調査を哺乳類学会と実施。全国的に錯誤捕獲が発生しており、クマ類の錯誤捕獲が多い状況。
- 令和7年4月の改正鳥獣保護管理法の附帯決議（衆・参）の1つに「くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要的苦痛を与えることにつながるおそれが大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。」が盛り込まれた。
- とらばさみは、許可を得なければ使用できないが、無許可で使用されている事例等により不適切な捕獲が一定数生じているという指摘がある。
- 錯誤捕獲を防止するわなの改良や捕獲対象鳥獣の捕獲効率を調査した事例が報告されている。

4. 課題

- ・ 錯誤捕獲に関する情報は哺乳類学会と共同で実施した結果のみであり、情報の報告の仕組み等は確立されていない。
- ・ くくりわなは、直径が 12 cm と規定されているものの、通知で輪の直径の計測方法が記載されており、当時は、同心円のくくりわなが主流だったが、近年は、横に長いお弁当箱型やぞうり型と呼ばれるものが主流になっており錯誤捕獲等が問題となっていると指摘されている。
- ・ とらばさみは、許可を得なければ使用できないが、許可の実態が把握できておらず、無許可や不適切な使用があるとすれば課題である。

5. 対応方針（案）

- ・ 錯誤捕獲の実態の調査、情報収集の方法の検討、錯誤捕獲を防止するわなの形状および捕獲効率等の情報収集を行い、それを踏まえて必要に応じて基本指針及び通知の改正を行ってはどうか（基本指針及び通知の関連個所の改正を検討）。

（参考）

施行規則第二条第 1 項

法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。

三 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな（囲いわなにあっては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。）

施行規則第十条第 3 項

- 3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
- 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
- 八 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 九 イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、縫付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は縫付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

（基本指針 I 第三 5）

5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

（1）錯誤捕獲の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念

される。国及び都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を始めとする鳥獣捕獲等事業においては、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置、わなの使用状況等の情報を収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用するとともに、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じるとともに、市町村は、都道府県の依頼に基づき各市町村内で実施している被害防止目的の捕獲における錯誤捕獲の情報を都道府県に報告する。また、頻繁にわなを見回すこと、わなを設置した付近でクマ類やカモシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努める。事業実施者は、クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合に、これらの動物を錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることに留意する。

(基本指針Ⅲ第四1)

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類やカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したこと。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合

はこわなに限る。

(基本指針Ⅲ第四3)

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3－1 捕獲許可した者への指導

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

(基本指針Ⅲ第七2)

2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(2) 捕獲等情報収集調査

錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(基本指針Ⅲ第八3)

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良を進める。

(基本指針Ⅳ第三9)

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」

(令和7年2月28日付け環自野発第2502282号自然環境局野生生物課長通知)

II 鳥獣の捕獲に関する審査基準

1. わなの取扱いについて

(1) 許可基準

基本指針Ⅲ. 第四. 1 (3) わなの使用に当たっての許可基準は、地域的に絶滅のおそれの高いクマ類等の錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減し、解放を促すため、以下のとおり定めたものである。

① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであるこ

と。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

なお、輪の直径 12 センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。